

1. 考查及び学習成績の評価に関する規程

第1章 考查

第1節 通則

第1条 考查の種類及び実施期間は次の通りとする。

(1) 全生徒に関するもの

- ① 定期考查 5月、7月、10月、12月、2月
- ② 実力考查 4月、9月(1、2年のみ)
- ③ 臨時考查 随時

(2) 一部の生徒に関するもの

- ① 繰り上げ考查 12月(3年生のうち12月1日以前に受験のため本土に渡航する生徒)
- ② 追認考查 学校の定めた日

第2条 定期考查の時間割は、1週間前に発表する。

第3条 定期考查は原則として学年別、学科別に同一問題で行う。

第4条 考查の問題の印刷、保管、監督との受け渡しは、当該科目の責任者が行う。

第2節 受験心得

第5条 考查期間中の座席は出席番号順とする。

第6条 考查中、物品の貸し借り、勝手な離席は禁止する。

第7条 考查終了の合図があるまでは、特別の事情がない限り途中での答案の提出は認めない。

第8条 考查期間中は、職員室、準備室及び印刷室への入室は禁止する。

第8条 第1条に定める考查に遅刻した生徒については、当該科目の試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り、受験を認める。また、試験時間の延長は原則として行わない。

第3節 監督者の心得

第10条 監督に専念し、不正行為の防止に努める。

第11条 問題や答案用紙の受け渡しは、職員室の所定の場所で行う。

第12条 考查は合図と同時に開始し、合図と同時に終了する。

第13条 考查終了後、答案用紙の番号、氏名をホームルーム教室で確認し、表紙に必要な事項を記入の上、各教科担任に返す。

第14条 考查期間中、不正行為を発見したときは、当該生徒の答案を取り上げて直ちに生徒を退室させる。考查終了後、当該生徒名を教科担任、学級担任及び生徒指導部へ連絡する。

第2章 評価

第15条 各教科・科目の評価は、下記の資料に基づいて総合的に行う。

(1) 定期考查

- (2) 臨時考査
 - (3) 制作物、研究物、レポート及び宿題等の提出物
 - (4) 実技及び実習
 - (5) 平素の学習態度
 - (6) 出席状況
- 2 前項各号の資料の学習成績の評価に占める割合については、当該教科、科目担当者で合議し、公平を期すように努め、評価は学年別、学科別に行うことを原則とする。

第16条 学習成績の評定は、各教科・科目の目標や内容に照らし、1学期、2学期は100点法、学年末は5段階法で表示する。その際、各学期の評価は平均点が約65点～75点になるようにする。ただし、科目の特殊性によってはこの限りではない。

- 2 修正を行う必要がある場合は、全教科共通の修正方法に基づき修正する。
- 3 5段階評価と、100点法の関係はおおむね次の通りとする。

5段階法	100点法
5	80～100
4	65～79
3	50～64
2	35～49
1	0～34

第17条 定期考査を欠いた者の成績の処理は、次のように行う。

- (1) 不受験の事由が正当（病気、忌引き、出席停止等）と認められる場合には再考査を行うことができる。
- (2) 前号により再考査が行い難い場合は、次の通り処理する。ただし、教科の特性によってはその限りではない。

① 忌引き、出席停止、校長が認めた欠席により中間考査又は期末考査のいずれかを欠いた場合の見込点は次の通りとする。

$$\text{見込点} = \frac{\text{当該学期に受験した考査の得点} \times (\text{当該学期に受験できなかった考査の平均点})}{(\text{当該学期に受験した考査の平均点})}$$

② 病気、その他正当と認められた理由により考査を欠席した場合は、前記①の見込点の8割程度とする。

③ 当該学期のいずれの考査も欠いた場合は、その学期の成績は付けず、学年末において他の2つの学期の平均の8割程度を与えて、その学期の成績とする。

2 次のいずれかに該当する場合は、その科目の得点は0点とする。

- (1) 正当な事由のない不受験
- (2) 不正行為
- (3) 答案不提出者

第18条 単位の認定、進級及び卒業に関する規程の第2条により履修の認められた生徒の評価に関しては、他の生徒と同様に規程を適用する。

附則

この規定は、平成元年4月1日より施行する。

附則

この規定は、平成13年4月1日より施行する。

附則

この規定は、平成14年4月1日より施行する。

附則

この規定は、平成17年4月1日より施行する。

附則

この規定は、平成18年4月1日より施行する。

附則

この規定は、平成20年4月1日より施行する。

附則

この規定は、平成22年4月1日より施行する。

附則

この規定は、平成23年4月1日より施行する。

附則

この規定は、平成24年4月1日より施行する